

明治二十五年三月三十一日

官報號外

昭和二十八年七月九日

議事日程 第十九号
午後一時開議

午後一時四十八分開議
○議長(堤原次郎君) これよ
開きます。

國會第十六回衆議院會議錄第二十一號

因ることにより、産業の発達及び
民生の安定に寄与することを目的
とする。

運転が継続されなければ困ります。前頭の規定により承認を受けたもの。

た地方鉄道の地方鉄道業者に対し、その業務の改善及び財産の保全に關し、必要な指示をすること

二、産業の維持振興上特に重要な
地方鉄道であつて、運輸の確保又
は災害の防止のため大規模な改
良を必要とするもの。
三、設備の維持が困難なため老朽
化した地方鉄道であつて、その

十年を経過したときは、当該承認を取り消すものとする。
(緑色保全に関する指針)

任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求める件
日程第一 地方鐵道航道整備法案
(鶴谷勝利君外三十九名提出)
日程第二 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第三 國際小麦協定を修正更新する協定の附隨について承認を求めるの件
土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一、地方鉄道軌道整備法案（關
谷勝利君外三十九名提出）
議長（堀廣次郎君） 日程第一、地方
軌道整備法案を議題といいたしま
す。委員長の報告を求めます。運輸委
員會内正一君。
地方鐵道航道整備法案
(目的)
地方鐵道航道整備法案
地方鐵道航道整備法案
道をいう。
（助成の対象とする地方鐵道）
第三条 この法律の規定に基く助
成の対象とする地方鐵道は、第二
若しくは第三号に該当するもの
して運輸大臣の認定を受けたも
又は第二号に該当するもので當
改良計画につき運輸大臣の承認
受けたものとする。
一、天然資源の開発その他藍營
振興上特に重要な新線

第五条 運輸大臣は、第三条の規定期間により改良計画の承認をした地方鉄道が、同条第一項第二号に該当しなくなつたと認めたとき（当該改良計画に係る改良を完了した場合においては、当該地方鉄道が昨年業の維持振興上特に重要なものでなくつたと認めたとき）、又は当該改良計画に係る改良の完了後

範囲内で、当該地方鉄道の営業用固定資産の額の六分に相当する金額を補助することができる。

2 政府は、第三条の規定により改良計画の承認を受けた地方鉄道が當該改良が完了したときは、当該方鉄道業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該改良によって増加した営業用固定資産の額の六分に相

昭和二十八年七月九日 衆議院会議録第二十号

法案 國立近代美術館評議員会評議員の任命につき國公法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件 地方鐵道軌道整備

当する金額を補助することができる。

3 政府は、第三条第一項第三号に該当するものとして同条の規定により認定を受けた地方鉄道につき適切な経営努力がなされたにかかわらず欠損を生じたときは、当該地方鉄道業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該地方鉄道業の欠損金の額に相当する金額を補助することができる。

(補助金の支拂についての条件)

四 第十二条の規定による条件に違反したとき。

(利益金の納付)

第五条 第八条の規定により補助金の使途につき必要な条件を付することができます。

(利子補給金の納付)

六 第十二条の規定による条件に違反したときは、当該金融機関が第十六条の規定による契約又は前条の規定に違反したときは、当該金融機関に対し、支給すべき利子補給金の全部若しくは一部を支給せず、又は支給した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(金融機関の法令等の違反に対する措置)

七 第二十二条 第十六条の規定による契約により政府が支給する利子補給金の額は、運輸省令の定めるところにより、金融機関がした当該契約に係る融資の融資残高について、当該金融機関が通常それと同種類の融資を行ふ場合における利率と七年分五厘との差の範囲内で運輸大臣が告示で定める利率で計算する額を限度とする。

(固定資産税及び事業税の課税免除及び不均一課税)

八 第二十三条 第三条の規定により認定を受けた地方鉄道及び同条の規定により改良計画の承認を受けた地方鉄道の地方鉄道業者は、当該融資を当該地方鉄道の指示に基き当該地方鉄道の設備の改良(第三条の規定により承認を受けた改良計画に係るもの)を除く。)を行ふ場合において、運輸省令で定める範囲の金融機関がその資金を融通することにより、当該金融機関が受けた改良計画に係るもの(以下「融資」)を完了したときは、当該金融機関は、当該契約に係る融資の融資残高についての利率を、当該金融機関が通常それと同種類の融資を行ふ場合における利率から政府が支給する利子の補給金の額を基礎として算出するものとする。

(利子補給金の支給の年限)

九 第二十四条 日本国鉄道が地方鉄

当する金額を補助することができる。

二 第十二条 運輸大臣は、第八条の規定により補助する場合には、当該申請書の提出が停止する。

三 第十三条 運輸大臣は、第八条第一項又は第二項の規定による補助を受けるため第九条の補助金の交付申請書を提出した地方鉄道業者の当該地方鉄道につき、その營業用固定資産の価額に文合で定める割合を乗じて得た金額をこえる益金を生じたときは、その超過額の二分の一に相当する金額を、当該益金が生じた翌年度末からさかのばり十年以内に交付を受けた補助金の総額(前条の規定により補助金を返還したときは、当該返還額を控除した残額)に連するまで、国庫に納付しなければならない。

(利子補給金の支給)

四 第十四条 運輸大臣は、第八条の規定により補助を受ける若しくは受けた地方鉄道業者が左の各号の一に該当するときは、交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せねばならない。

(損益計算書等の提出)

五 第十五条 第八条の規定により補助金の交付申請書を提出した地方鉄道業者は、毎營業年度終了後二箇月以内に、運輸省令の定めるところにより、当該地方鉄道に関する損益計算書その他の書類を運輸大臣に提出しなければならない。

(帳簿等の整理)

六 第十六条 第九条の規定により補助金の交付申請書を提出した地方鉄道業者は、当該地方鉄道に関する損益計算書その他の書類を運輸大臣に提出しなければならない。

七 第十七条 第九条の規定による承認を受けなかつたときは、当該第六条又は第七条の規定による承認を受けなかつたとき。三 第十条の規定により提出する書類に偽造の記載をしたことが判明したとき。

八 第十八条 第九条の規定による契約に係る融資の融資残高についての利率を、当該金融機関が通常それと同種類の融資を行ふ場合における利率から政府が支給する利子の補給金の額を基礎として算出した利率だけ引き下げるものとし

九 第十九条 第十六条の規定による契約により政府が支給する利子補給金の額は、運輸省令の定めるところにより、金融機関がした当該契約に係る融資の融資残高について、当該金融機関が通常それと同種類の融資を行ふ場合における利

率と七年分五厘との差の範囲内で運輸大臣が告示で定める利率で計算する額を限度とする。

(融資利率)

十 第二十条 政府と金融機関との間に契約に係る融資を受けた地方鉄道(同条第一項第一号に該当するものとして同条の規定により認定を受けた地方鉄道)においては、敷設の完了したものの及び同条の規定により承認を受けた改良計画に係るもの(以下「融資」)を完了したときは、当該金融機関は、当該契約に係る融資の融資残高についての利率を、当該金融機関が通常それと同種類の融資を行ふ場合における利率から政府が支給する利子の補給金の額を基礎として算出するものとする。

(補償)

道に接近し、又は並行して鉄道線

て適用する。

(廃止補償金額)

路を敷設して運輸を開始したため、地方鉄道業者がこれと競争が接近し、又は並行する区間の営業を継続することができなくなつてこれを廃止したとき、又は当該地方鉄道業者の収益を著しく減少することとなつたときは、日本国有鉄道は、その廃止又は収益の減少による損失を補償するものとする。

当該地方鉄道業者が、日本国有鉄道の当該鉄道線路と接近しない、又は並行しない区間につき地方鉄道業を廃止することができなくなつてこれを廃止したときも、同様とする。

3 前項の規定による収益の減少による補償は、日本国有鉄道が同項の運輸を開始した日から五年を経てすることができる。

3 第一項の規定により収益の減少による補償をした場合に、同項の規定による廃止による損失の補償をすることができない。

4 第一項の規定により日本国有鉄道が補償した場合において、日本国有鉄道の命令に基くときは、政府は、日本国有鉄道に対し当該補償金に相当する金額を交付する。

5 第一項の規定は、いまだ運輸を開始しない地方鉄道の線路につい

接遇した線路を含まない開業線

(省令への委任)

第二十七条 第八条第一項及び第二項、第十三条、第十五条、第二十一条第一号及び第二号並びに第二十六条の営業用固定資産の価額、第八条第三項の欠損金の額、第十三条、第十五条、二十五条第一号及び第二十六条の益金並びに第

二十一条第一号及び第二十六条の

益金の平均割合の算定方法、この

法律の実施のため手続その他そ

の執行について必要な事項は、運

輸令で定める。

(附 则)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方鉄道補助法(明治四十四年法律第十七号)及び北海道拓殖鉄道補助ニ關スル法律(大正九年法律第五十六号)は、廃止する。

3 この法律施行の際現に北海道拓殖鉄道補助ニ關スル法律の規定の適用を受ける地方鉄道については、昭和二十八年度に限り、な

く、從前の例により補助することができる。

4 この法律施行の際現に北海道拓殖鉄道補助ニ關スル法律の規定の適用を受ける地方鉄道は、その運輸開始後二十五年を限り、第三条

第一項第一号に該当するものとし

て同条の規定により認定を受けたものとみなす。

5 この法律施行の日において現に敷設されている地方鉄道で、まだ運輸を開始しないものは、第二条第三項の新規とみなす。

(省令への委任)

第二十七条 第八条第一項及び第二項、第十三条、第十五条、第二十一条第一号及び第二号並びに第二十六条の営業用固定資産の価額、第八条第三項の欠損金の額、第十三条、第十五条、二十五条第一号及び第二十六条の益金並びに第

二十一条第一号及び第二十六条の

益金の平均割合の算定方法、この

法律の実施のため手続その他そ

のの執行について必要な事項は、運

輸令で定める。

(附 则)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方鉄道補助法(明治四十四年法律第十七号)及び北海道拓殖鉄道補助ニ關スル法律(大正九年法律第五十六号)は、廃止する。

3 この法律施行の際現に北海道拓殖鉄道補助ニ關スル法律の規定の適用を受ける地方鉄道については、昭和二十八年度に限り、な

く、從前の例により補助すること

ができる。

4 この法律施行の際現に北海道拓殖鉄道補助ニ關スル法律の規定の適用を受ける地方鉄道は、その運

輸開始後二十五年を限り、第三条

第一項第一号に該当するものとし

て同条の規定により認定を受けたものとみなす。

(省令への委任)

第一項第一号に該当するものとし

て同条の規定により認定を受けたものとみなす。

6 地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)の一部を次のよう改正する。

第三十六条ノ二第項中「前二

条」を「前条」に改め、同条を第三

十六条とする。

第三十六条ノ三を削り、第三十

六条ノ四を第三十六条ノ二とす

る。

7 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のよう改正する。

第十九条中「第三十六条ノ二」を

「第三十六条ノ三」に改める。

第三十六条中「第三十条乃至

第三十六条ノ二」に改める。

第三十六条ノ二及第三十六条ノ

四を「及第三十条乃至第三十六条

ノ二」に改める。

第三十六条ノ二及第三十六条ノ

四を「及第三十条乃至第三十六条

ノ二」に改める。

第三十六条ノ二及第三十六条ノ

四を「及第三十条乃至第三十六条

ノ二」に改める。

第三十六条ノ二及第三十六条ノ

四を「及第三十条乃至第三十六条

ノ二」に改める。

第二十七条第一項第八号の次に
次の一号を加える。

示する設備の改良に要する資金の借入
れを行うときよ、その利子の一部を補

○議長(堤原次郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

第二十三条各号列記以外の部分中
並びに同条第四号から第九号まで
三号中「支払手段、資金処置、証券

助その他の助成に関する事。

助成の対象となりました地方鉄道軌道
に対しては、固定資産税及び事業税の

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

に付けるものとし、同号第四号から第十九号までに掲げる事項を同条第一号並びに第十三条第四号、第五号、第八号及び第十三号に掲げるも
のとし、同条第四号を同条第三号とす
る。但し、前項第一号の「金屬」を改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

官報(号外)

○ 蘭内正一君(登壇)　ただいま議題となりました地方鐵道軌道整備法案(関谷勝利君外三十九名提出)に関する報告書〔最終号の附録に掲載〕

〔蘭内正一君(登壇)〕

本法案は、地方鐵道軌道の建設及び改良の促進並びに公益性的發揮をはかることにより、産業の発達及び民生の安定に寄与することを目的とするものでありますて、その骨子は次の通りであります。

まず助成措置といたしましては、第一に、運輸大臣の認定または承認する資源の開拓、産業の振興上特に必要な新設、または運輸の確保等の必要から大規模な改良を行う地方鐵道軌道に対しては、欠損額以内を国庫において補填することといたしておきます。第二に、地方鐵道軌道業者が運輸大臣の指

次に、日本国有鉄道の新線建設に対する方針を述べます。すなはち、日本国有鉄道が地方鉄道軌道に接近または並行して新線を建設したため營業を廃止し、または収益を減少した場合、その損失を日本国有鉄道が補償することとしたとしておられます。

さて、本法案は、關谷勝利君外三十名の提出にかかるものでありますて、六月二十六日、本委員会に付託され、翌二十七日、提出者代表關谷勝利君より提案理由の説明を聽取し、七月七日質疑を行いましたが、その詳細は会議録に記載いたします。

かくて、昨日八日質疑を行つたところに入り、日本社会党川島金久君より、その党を代表して、本法第三条の規定による認定または承認を行うにあたつては、政府は広く関係方面的の意見を聴取する等、あくまでも公正かつ妥当を期すべきである旨の附帯決議を付して賛成の意を表されました。

右をもつて討論を終局し、採決の結果、全会一致をもつて本法案は原案の通り可決、次いで附帯決議について採決の結果、これまで全会一致をもつて可決、よつて本法案は附帯決議を付して可決すべきものと認決した次第であります。

○國長(堤原次郎君) 日程第二 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
省設置法の一部を改正する法律案を賛成すべき問題といたしました。委員長の報告を求めてます。内閣委員会理事上林與市郎君。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案
大蔵省設置法の一部を改正する法律案
大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
第八条第一号を同条第三号として、以下一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の二号を加える。
二 政府関係機関の予算、決算及び会計に関する事項。
第十四条中「印刷局」を「税關研究所」に改める。
第十六条の二の次に次の二条を加える。
(税關研究所)

第十六条の二 税關研究所在は、大蔵省の職員に対し、税關行政に從事するため必要な職務上の訓練を行ふ所とする。
税關研究所在は、大蔵省の位置及び

第二十四条の表中		横浜税關		東京税關		東京部	
横浜税關		横浜市		東京税關		東京都	
長崎税關	長崎市	門司税關	門司市	横浜税關	横浜市	東京税關	東京都
長崎税關	長崎市	門司税關	門司市	横浜税關	横浜市	東京税關	東京都
佐賀県	佐賀縣	福岡県	福岡市	神奈川県	神奈川県	東京都	東京都
大分県	大分県	大分県	大分市	千葉県	千葉県	茨城県	茨城県
西松浦郡	西松浦郡	宮崎県	宮崎市	山梨県	山梨県	群馬県	群馬県
長崎県のうち、辰巳郡、下原郡及び上原郡	長崎県のうち、辰巳郡、下原郡及び上原郡	鹿児島県	鹿児島市	新潟県	新潟県	栃木県	栃木県
三井郡、三瀬郡、八女郡	三井郡、三瀬郡、八女郡	熊本県	熊本市	福島県	福島県	宮城県	宮城県
郡、熊本県、鹿児島県	郡、熊本県、鹿児島県	長崎県	長崎市	長崎県	長崎市	長崎県	長崎市

第二十四条の表中		横浜税關		東京税關		東京税關	
		横浜市		東京都		東京都	
門司税關	横浜税關	門司市	横浜市	神奈川県	東京都	東京都	東京都
長崎税關	門司税關	大分県	福岡県	埼玉県	神奈川県	茨城県	東京都
長崎市	門司市	宮崎県	福岡県	群馬県	千葉県	群馬県	神奈川県
長崎税關	門司税關	鹿児島県	佐賀県	栃木県	新潟県	茨城県	茨城県
長崎市	長崎税關	大分県	山口県	長崎県	福岡県	山梨県	新潟県
長崎税關	長崎税關	大分県	大分県	熊本県	宮崎県	山形県	福島県
長崎県	長崎県	大分県	大分県	大分県	大分県	山形県	山形県
佐賀県	佐賀県	佐賀県	佐賀県	佐賀県	佐賀県	佐賀県	佐賀県
福岡県	福岡県	福岡県	福岡県	福岡県	福岡県	福岡県	福岡県
山口県	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県
西松浦郡	西松浦郡	西松浦郡	西松浦郡	西松浦郡	西松浦郡	西松浦郡	西松浦郡
三井郡	三井郡	三井郡	三井郡	三井郡	三井郡	三井郡	三井郡
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
熊本県	熊本県	鹿児島県	鹿児島県	熊本県	鹿児島県	熊本県	鹿児島県

農務部
附則

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

大蔵省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

号外(号)

○議長(堀康次郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼べ者あり 御異議ありませんか。

○議長(堀康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第三 國際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求める件

○議長(堀康次郎君) 日程第三、國際

小麦協定を修正更新する協定の受諾に

ついて承認を求めるの件を議題といた

します。委員長の報告を求めて外

務委員長上塚司君。

○議長(堀康次郎君) この協定は、公正な且つ安定した

価格で、輸入国に小麦の供給を、輸

出國に小麦の市場を確保することを

目的とする。

○議長(堀康次郎君) 第二条 定義

1. この協定の適用上、

【相当価格諮詢委員会】とは、第

十五条に基いて設立される委員会

をいう。

【ブッシュエル】とは、常衡六十ボ

ンドをいう。

【保管費】とは、小麦の保管につ

いて、貯蔵、利子及び保険のため

に要する費用をいう。

【c&f】とは、運賃込値段をい

う。

【理事会】とは、第十三条に基い

て設立される国際小麦理事会をい

う。

【輸出国】とは、文脈により、(i)

第三条附表Aに掲げる國の政府

で、この協定を受諾し、若しくは

これに加入しており、且つ、これ

から脱退していないもの又は(ii)そ

の政府の属する國自体並びにこの

協定に基くその政府の権利及び義

務が適用される領域をいう。

【販売税】とは、調達、販売、よ

う船及び輸送に要するすべての通

付託され、政府の説明を聞き質疑を行
い、毎月八日、討論省略、採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決
いたしました。
以上御報告申し上げます。(拍手)

国際小麦協定に若干の変更を加え
てある期間これを更新することが望
てあることを考慮してました。

月一日から六月三十日までの期間
をいう。

「メートル・トン」とは、三十六
七四三七一ブッシュエルをいう。

「古麦」とは、関係輸出国の収穫
した小麦をいう。

「執行委員会」とは、第十四条に基
いて設立される委員会をいう。

「輸出国」とは、文脈により、(i)そ
れに加入しており、且つ、これ
から脱退していないもの又は(ii)そ
の政府の属する國自体並びにこの
協定に基くその政府の権利及び義
務が適用される領域をいう。

「輸出国又は輸入国」は、該國

に基いて適用されるすべての領域
をいう。

「取引」とは、文脈により、輸出

國から輸出された小麦若しくは輸

出される小麦を輸入國に輸入する

ための売渡又はこのようにして充

り渡された小麦の数量をいう。こ

の協定において輸出國と輸入國と

の間の取引としうときは、輸出國

政府と輸入國政府との間の取引もさ

みでなく、民間貿易業者間の取引

及び民間貿易業者と輸出國又は

輸入國の政府との間の取引もさ

むものとする。この定義において

「政府」とは、この協定を受諾し又

はこれに加入する政府の権利及び

義務が第二十三条に基いて適用さ

れる領域の政府をいう。

「未履行の保配数量」とは、輸出

國の場合には、一取穫年度において

当該國について第四条に従って

理事会の記録に記入された数量と

その取穫年度における同國の売渡

保配数量との差をいい、輸入國の

場合は、一取穫年度において當

該國について第四条に従つて理事會の記録に記入された数量とその取種年度における同國の買入保証数量中第三条に従つて条件として当該時期において買入されることができる数量との差をう。

「小麦」とは、小麦粒及び、第六条の場合を除く外、小麦粉をいふ。

2 買入保証数量又は売渡保証数量に關するすべての計算において、小麦粉と小麦粒との重量換算率は、七十二対百とする。但し、理事会が別段の決定をした場合は、この限りでない。

第三条 権利及び義務
1 本条附表Aに掲げる小麦の輸入国別数量は、この協定の第三部の規定に従つて行われる増加又は削減を条件として、この協定が適用

される三取種年度の各年度における該國の買入保証数量を表す。

2

本条附表Bに掲げる小麦の輸出別数量は、この協定の第三部の規定に従つて行われる増加又は削減を条件として、この協定が適用される三取種年度の各年度における該國の売渡保証数量を表す。

3 輸入国の買入保証数量は、第四条に従つて理事会の記録に記入された取引量をその買入保証数量から差し引くことを条件として、次のものを表わす。

(a) 第五条に定めるところにより、理事会が、当該輸入国に対し、第六条に明示され、若しくは同条に基いて決定された最低価格に合致する価格で輸出國から買入れるよう要求すること

(b) 第五条に定めるところによ

り、理事会が、当該輸出国に対し、第六条に明示され、若しくは同条に基いて決定された最高価格に合致する価格で当該輸入国に充てんするよう要求することができる。

4 輸出国の売渡保証数量は、第四条に従つて理事会の記録に記入された取引量をその売渡保証数量から差し引くことを条件として、次のものを表わす。

(a) 第五条に定めるところにより、理事会が、当該輸入国に対し、第六条に明示され、若しくは同条に基いて決定された最低価格に合致する価格で自國の未履行の保証数量を表す。

(b) 第五条に定めるところにより、理事会が、当該輸出国に対し、第六条に明示され、若しくは同条に基いて決定された最高価格に合致する価格で輸入國に充てんするよう要求することがができる。

5 輸出國が、第六条に明示され、未履行の保証数量を買入れる権利を行使することが困難であると認めると、又は輸出國が、第六条に明示され、若しくは同条に基いて決定された最低価格に合致する価格で自國の未履行の保証数量を充てんするよう要求する場合に、理事会が、輸入國に対し、第六条に明示され、若しくは同条に基いて決定された最低価格に合致する価格で当該輸出國から

理事會が輸出國に対し、第六条に明示され、若しくは同条に基いて決定された最高価格に合致する価格で当該輸入國に充てんするよう要求することができ、未履行の保証数量を買入れる権利を行使することができる。

6

輸出國が、第六条に明示され、未履行の保証数量を買入れる権利を行使することができる。

7

輸出國が、第六条に明示され、未履行の保証数量を買入れる権利を行使することができる。

8

輸出國及び輸入國は、民間貿易

その他の方法によつて自國の保証

数量を自由に履行することができ

る。この協定のいかなる規定も民

間貿易業者に対し、その者が別に

従うべき法令の適用を免除するも

のと解釈してはならない。

9

輸出國は、理事会の許可がない限り、一取種年度における自國の保証数量の九十パーセントを越える数量を、当該取種年度の二月二十八日前にこの協定に基いて買入れてはならない。

取種年度 (八月一日から 七月三十一日まで)	各取種年度の 売渡保証数量		
	一九五三 五四	一九五四 五五	一九五五 五六
オーストリア	二五〇	二五〇	二五〇
ベルギー	六一五	六一五	六一五
ボリビア	九五	九五	九五
ブラジル	三六〇	三六〇	三六〇
セイロン	二五五	二五五	二五五
コスタ・リカ	三五五	三五五	三五五

キニーバ デンマーク ドミニカ共和国 エクアドル エジプト エル・サルバドル ドイツ連邦共和国 ギリシャ グアテマラ ハイチ ホンジュラス	各取種年度の 賣渡保証数量		
	一九五二 一五〇	一九五三 一五〇	一九五四 一五〇
九、一八五、九、二七	二二、五九七、三八二	三、四九〇、六五二	二三一二七、七三六
二二、五九七、三八二	二二、五九七、三八二	二二、八六〇、二九九	一、六五三、四六七
三、四九〇、六五二	三、四九〇、六五二	三、五〇	一、六五三、四六七
二三一二七、七三六	二三一二七、七三六	二五	一、五五
九、一八六、九、二六	九、一八六、九、二六	四五	一、五五
一、六八六、〇三〇	一、六八六、〇三〇	一五	一、五五

六条に明示され、又は同条に基いて決定された価格に合致するものであると決定した場合には、その小麦粉の小麥粒相当量は、本条2(b)に定める条件に従つてこれを条件として、関係輸出国及び関係輸入国との保証数量に対比して記入するものとする。理事会が、前記の要請を考慮した上、その小麦粉の価格が第六条に明示され、又は同条に基いて決定された価格に合致するものでないと決定した場合には、その小麦粉の小麥粒相当量については、前記のような記入をしないものとする。

5 (a) 取引に明示された積込期間が、收穫年度の開始前又は終了後一箇月以内の理事会が決定する適当な期間内にあり、且つ、(b) 関係輸出国及び関係輸入国が合意をするとき、理事会は、本条2-(b)(ii)を除く。) 又は4に定める条件に従うる場合と条件として、当該取引を当該年度の保証数量に対比して記入することを認めることがある。

6 理事会は、保証数量の一部なる取引の報告及び記録のための手続規則を次の規定に従つて定めるものとする。

(a) 輸出国を輸入国との間の取引又は取引の部分で、本条2、3又は4に基づいてそれらの国との保証数量

の一部となるべきものは、理事会がその手続規則で定める期間内に、且つ、その手続規則で定める細目により、それらの国に定める細目により、それらの国に一方又は双方が理事会に報告しなければならない。

(b) 本項(a)の規定に従つて報告された取引又は取引の部分は、取引を行つた輸出国及び輸入国の保証数量に対比して理事会の記録に記入するものとする。

(c) 取引及び取引の部分を保証数量に対比して理事会の記録に記入する順序は、理事会がその手続規則で定めるものとする。

(d) 理事会は、その手続規則で定める期間内に、各輸出国及び各輸入国に対し、取引又は取引の部分を当該国の保証数量に対比して理事会の記録に記入したことを通告するものとする。

(e) 関係輸入国又は関係輸出国が、理事会がその手続規則で定める期間内に、各輸出国及び各輸入国に未履行の買入保証数量に対比して記入することができる。但し、最初の輸入国の買入保証数量に対比して記入したことを通告するものとする。

(f) 理事会は、毎週一回は理事会の手続規則で定める間隔を置いて、保証数量に対比して理事会の記録に記入した数量に何らかの異議を申し立てた場合には、理事会は、問題を審査するものとし、その異議に正当な理由があると決定したときは、それに応じて理事会の記録を訂正するものとする。

(g) 輸入国・輸出国から買い入れてあると決定したときは、その他輸入国に未充填した小麦についても、理事会は、問題を審査するものとし、その異議に正当な理由があると決定したときは、理事会の記録に記入するものとする。

7 各輸出国及び各輸入国は、自國の保証数量に対比して理事会の記録に既に記入された小麦の全量がその収穫年度内に積み込まれる見込がないと認めるときは、理事会に対し、その記録に記入された数量を適切に削減するよう要請することができる。理事会は、問題を考慮するものとし、その要請が正当であると決定したときは、それに応じて理事会の記録を訂正するものとする。

1 (a) 輸入国は、第六条に明示され、又は同条に基いて決定された最高価格に合致する価格で、それが収穫年度の自國の未履行の保証数量を買入入れることが困難であると認めるときは、希望数量を買入入れることを希望するものと認めるときは、希望数量を買入入れることを希望するに当り理事会の援助を要請することができる。

(b) 理事会の事務局長は、本項(a)に基く要請があつたときは、そこの受領後三日以内に、当該取扱い年度の未履行の保証数量を有する輸出国に対し、理事会の援助を要請した輸入国の未履行の保証数量を通告し、且つ、それらの輸出国が第六条に明示され、又は同条に基いて決定された最高価格に合致する価格で小麥を充り渡すことを申し出るよう勧説するものとする。

(c) 理事会の事務局長が本項(b)に基づく通告を行つた後十四日以内に、関係輸入国の未履行の保証数量の全部又はその保証数量のうち要請が行われた時において

(d) 本項(c)に基く理事会の決定によつて、ある数量の小麦粉及び(又は)小麦粉を当該輸入国に充り渡すことを申し出るよう要求された各輸出国は、前記の決定の日から三十日以内に、第六条に明示され、又は同条に基いて決定され、最高価格に合致する価格で、且つ、それらの国が別段の合意をしない限り、支払が行われるべき通貨に關しては、その時にそれらの国との間で一般に行われている条件と同様の条件で、本項(c)に規定する期間内に積み込むものとして当該輸入国に前記の数量を充り渡すことを行わなければならない。当該輸出国と当該輸入国との間に、從来貿易關係が存在しなかつた場合及び支払が行われるべき通貨についてそれらの国の意見が一致しない場合には、理事会は、問題を決定するものとする。

ついて、輸出国と輸入国との間で意見が一致しない場合には、その問題は一理事会に決定のため付託しなければならない。

れ、又は同条に置いて法定され
た最低価格に合致する価格でい
ずれかの収穫年度の自國の未履
行の保証数量を充り渡すことが
困難であると認めるときは、希望
数量を充り渡すに当り理事会
の援助を要請することができ
る。

件で、本項(c)に規定する期間内に積み込むものとして当該輸入国に前記の数量を充り渡すことを申し出なければならない。当該輸出國と当該輸入国との間に從来貿易關係が存在しなかつた場合及び支払が行わるべき場合についてそれらの国の意見が一致しない場合には、理事会は、問題を決定するものとする。

(b) 理事会の事務局長は、本項(a)に基く要請があつたときは、その受領後三日以内に、当該取扱い年度の米履行の保証数量を有するスル度の米履行の保証数量を輸入国に対し、理事会の援助を要請した輸出国の米履行の保証数量を通告し、且つ、それらの輸出国が第六条に明示され、又は同条に基て決定された最低価格に合致する価格で小麥を買いたることを申し出るよう勧説するものとする。

決定をするに当り、当該輸出國及び当該輸入國が提示するすべての事項を考慮に入れるものとし、その事情には、小麦粉の割合に関連する次の事項が含まれるものとする。

(ii) 当該国の産業計画並びに

(iv) 小麦粉及び小麦粒の通常の伝統的な輸入量及びその比率並びに当該輸出國が輸入する小麦粉及び小麦粒の品質及び等級

(d) 本項(c)に基く理事会の決定によつて、ある数量の小麦粉及び(又は)小麦粉を当該輸出國から買入れることを申し出るよう要求された各輸入國は、前記の決定の日から三十日以内に、第六条に明示され、又は同条に基いて決定された最低價格に合

(e) 本項(c)に基く理事会の決定
従つて交渉が行われている結果
の取引に含まれるべき小麦粉の
数量について、その小麦粉の
價格と第六条に明示された若し
同条に基づいて決定された小麥
の最低價格との関係について
又は小麦粒及び(若しくは)小麦
粉の買入及び売渡の条件につ
て、輸出國と輸入國との間
見が一致しない場合には、
問題は、理事会に決定のた
まに付託しなければならない。
3 本条の適用上、チャーチー
は、船積港とみなさない。
第六条 價格
1 (d) この協定の有効期間中の

(b) 金イ景明庫賞りする (a) 2 (b) まり無

格は、買手と売手との間で取引きを
きめる保管費及び販売費を含
ない。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee.

(i) 品質及び等級
理事会は、前記の(i)及び(ii)の
に又は当該収穫年度の終了後一
箇月以内の理事会が決定する期
間内に積み込むものとして当該
輸出國から買入れることを申
し出るより、当該輸入國のおのね
の又はそのいすれかに要求すべ
き小麦粒及び(又は)小麦粉に
ついて次の事項をできる限りす
みやむに決定するものとする。
数量並びに、要請があると、
きは、

が別段の合意をしない限り、
私が行わるべき通貨に関する
はその時にそれらの国の間で
般に行われている条件と同様の
条件で、本項(c)に規定する期
内に積み込むものとして当該輸入
出国から前記の数量を買入す
ることを申し出なければなら
い。当該輸出国と当該輸入國
の間に從來貿易關係が存在し
べき通貨についてこれらの中

支國の間輪なれとなるとなるる格

ニトバ・ノーベル号ばら積
小麦のフォート・ウイリアム
はポート・アーサー倉庫運送の
ブソンニルについて、国際通
基会の運用上一千九百四十九年
月一日に定められたカナダ・
ルの平価におけるカナダ通貨
のとおりとする。
最高基準価格 一・五五ドル
最高基準価格 二・〇五ドル
最低基準価格 及び最高基準価
並びに以下に掲げるその相当

が別段の合意をしない限り、
私が行わるべき通貨に関する
はその時にそれらの国との間で
般に行われてゐる条件と同様
条件で、本項(c)に規定する期
内に積み込むものとして当該
出港から前記の数量を貿易する
ことを申し出なければならぬ
い。当該輸出国と当該輸入國
の間に從來貿易關係が存在し
かつた場合及び支払が行われ
べき通貨についてそれらの關
意見が一致しない場合には、
事會は、問題を決定するもの
する。

(e) 本項(c)に基く理事會の決定
従つて交渉が行われている時
の取引に含まれるべき小麦粉の
数量について、その小麦粉の
價格と第六条に明示された小麥
の最低價格との関係について
又は小麥粒及び(若しくは)大
粉の買入及び運賃の条件に
て、輸出國と輸入國との間
見が一致しない場合には、
問題は、理事會に決定のた
託しなければならない。

3 本条の適用上、チャーチ
は、船積港とみなさない。
第六条 價格
1(a) この協定の有効期間中の

(b) 2 (a) (b) ま り 値 格 で 三 貨 一 又 ミ マ 基
ト リ リ 買 イ 景 明 庫 審 り す る

ニトバ・ノーザン一号ばら積
小麦のフォート・アーサー倉庫運賃
はポート・アーサー倉庫運賃の
ブッシエルについて、国際通
基金の運用上一千九百四十九年
月一日に定められたカナダ
ルの平価におけるカナダ通貨
、次のとおりとする。
最低基準価格 一・五五ドル
最高基準価格 二・〇五ドル
最低基準価格及び最高基準価
格は、買手と売手との間で取
きめる保管費及び貯蔵費を含
並びに以下に掲げるその相当
契約に明示された所定の日よ
後の部分のみ買手の勘定に加
算される。
マニトバ・ノーザン一號ばら
積小麦のヴァンクーバー、一倉
庫の最高相当価格は、本条に
示するマニトバ・ノーザン一號
ばら積み小麦のフォート・ア
ーラム又はポート・アーサー
港の最高相当価格とする。
マニトバ・ノーザン一號ばら
積み小麦のマニトバ州チャーチ
本条に明示するマニトバ・
ノーザン一號ばら積み小麦のア
ーラム又はポート・アーサー

4

ト・アーネー倉庫渡の最高価格の仕向国におけるものと、相当する価格をその時の通常の輸送費及び荷役費率によって算定したものとする。

(c) 「*1号ばら積み小麥のオーストラリアの海岸の港の倉庫渡の最高相当地価は、本条1に明示するマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麥のフォーント・ウイリアム又はポート・アーネー倉庫渡の最高価格をその時の為替換算率に基いてオーストラリアの通貨に換算したものとする。*

(d) 「*1号ばら積み小麥のオーストラリアの海岸の港の倉庫渡の最高相当地価が、一ヘクトリックト�につき七十六キログラムであり、最低自然含有量が十ペーセントであり、且つ、さよう難物及び水分の最高含有量が十五ペーセントであるもの)のフランスの港の倉庫渡の最高相当地価は、本条1に明示するマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麥のフォーント・ウイリアム又はポート・アーネー倉庫渡の最高相当地価を、その時の為替換算率により、且つ、関係輸出因と関係輸入因との間で取りきり算定したものとする。*

(e) 「*1号ばら積み小麥のアーネー倉庫渡の最高価格は、本条1に明示するマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麥のフォーント・ウイリアム又はポート・アーネー倉庫渡の最高価格をその時の為替換算率に基いてオーストラリアの海岸の港の倉庫渡の最高相当地価として算定したものとする。*

(f) 「*1号ばら積み小麥のオーストラリア又は大西洋岸の港の倉庫渡の最高相当地価は、本条1に明示するマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麥のアーネー倉庫渡の最高相当地価及び最高相当地価を決定することができる、但し、相当の価格が決定されていない小麥の種類の場合には、最低相当地価及び*

における他の価格に相当する価格を、その時の通常の輸送費及び荷役費率により算定したものとする。

(g) 「*1号ばら積み小麦のマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦又はヘード・ワインター1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価は、本条1に明示するマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦又はヘード・ワインター1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価及び最高相当地価をその時の為替換算率により、且つ、関係輸出因と関係輸入因との間で取りきり算定したものとする。*

(h) 「*1号ばら積み小麦のマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価は、本条1に明示するマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価を、その時の為替換算率により、且つ、関係輸出因と関係輸入因との間で取りきり算定したものとする。*

(a) 「*マニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価は、本条1に明示するマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価及び最高相当地価をその時の為替換算率により、且つ、関係輸出因と関係輸入因との間で取りきり算定したものとする。*

(b) 「*マニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価は、本条1に明示するマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価及び最高相当地価をその時の為替換算率により、且つ、関係輸出因と関係輸入因との間で取りきり算定したものとする。*

(c) 「*1号ばら積み小麦のオーストラリアの海岸の港の倉庫渡の最高相当地価は、本条1に明示するマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価及び最高相当地価をその時の為替換算率により、且つ、関係輸出因と関係輸入因との間で取りきり算定したものとする。*

(d) 「*フランスの港の1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価は、本条1に明示するマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価及び最高相当地価をその時の為替換算率により、且つ、関係輸出因と関係輸入因との間で取りきり算定したものとする。*

(e) 「*1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価は、本条1に明示するマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価及び最高相当地価をその時の為替換算率により、且つ、関係輸出因と関係輸入因との間で取りきり算定したものとする。*

(f) 「*1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価は、本条1に明示するマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価及び最高相当地価をその時の為替換算率により、且つ、関係輸出因と関係輸入因との間で取りきり算定したものとする。*

(g) 「*1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価は、本条1に明示するマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価及び最高相当地価をその時の為替換算率により、且つ、関係輸出因と関係輸入因との間で取りきり算定したものとする。*

(h) 「*1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価は、本条1に明示するマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価及び最高相当地価をその時の為替換算率により、且つ、関係輸出因と関係輸入因との間で取りきり算定したものとする。*

(i) 「*1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価は、本条1に明示するマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価及び最高相当地価をその時の為替換算率により、且つ、関係輸出因と関係輸入因との間で取りきり算定したものとする。*

(j) 「*1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価は、本条1に明示するマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価及び最高相当地価をその時の為替換算率により、且つ、関係輸出因と関係輸入因との間で取りきり算定したものとする。*

(k) 「*1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価は、本条1に明示するマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価及び最高相当地価をその時の為替換算率により、且つ、関係輸出因と関係輸入因との間で取りきり算定したものとする。*

(l) 「*1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価は、本条1に明示するマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価及び最高相当地価をその時の為替換算率により、且つ、関係輸出因と関係輸入因との間で取りきり算定したものとする。*

(m) 「*1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価は、本条1に明示するマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のマニトベ・ノーラン1号ばら積み小麦のアーネー倉庫渡の最高相当地価及び最高相当地価をその時の為替換算率により、且つ、関係輸出因と関係輸入因との間で取りきり算定したものとする。*

に明示する小麥の種類又は今後執行委員会が相当価格諮問委員会と協議の上指定する小麥の種類で当該種類に最も類似するものと最低価格及び最高価格に適当な割増額を加え、又はこれから適当な割引額を減じて決定するものとする。

5 輸出國又は輸入國が、執行委員会に対し、本条2、3又は4に基いて定められた相当価格がその時の輸送費、為替換算率又は市場の割増額若しくは割引額にかんがみ、又は當該輸入國は、その問題について公正でなくなつたと申し立てたときは、執行委員会は、問題を考慮するものとし、また、相当価格諮問委員会と協議の上、認定し、と認める調整を行ふことができる。

6 本条2若しくは3に明示され、又は本条4に基いて指定された小麥の種類に固し、本条4及び5の適用いかなる割増額又は割引額が適切であるかの問題について紛争が生じたときは、執行委員会は、関係輸出國又は関係輸入国の要請により、相当価格諮問委員会と協議の上、問題を決定するものとする。

7 本条4、5及び6に基く執行委員会のすべての決定は、すべての輸出國の不作の場合には、理事會により、相当価格諮問委員会は、第十条に基いてその輸出國の収穫年度末における古麥の在庫量を、次の収穫年度における新麥の供給を確保するため、自國の収穫年度末における古麥の在庫量を、次回の収穫年度におけるこの協定に基く充満保証数量を履行するのに充分な水準に維持するよう努めなければならない。

8 輸出國及び輸入國は、自國の国内農業政策及び價格政策の決定及び運用について完全な行動の自由を有するが、あらゆる事情にからみて相互に妥協することができることとは、理事會にその決定の審査を請求することができる。但し、それらの国のはずれかが、その決定が自國に不利であると認めるとときは、理事會にその決定の審査を請求することができる。

9 輸出國及び輸入國は、自國の国内農業政策及び價格政策の決定及び運用について完全な行動の自由を有するが、あらゆる事情にからみて相互に妥協することができることとは、理事會にその決定の審査を請求することができる。

10 る價格による相互間の小麦の取引の成立を奨励し、且つ、促進するため、当該輸出國及び当該輸入國の成績と最高價格との間におり、又はこれから最高價格を阻害する方法でそれらの政策を適用しないように協力しなければならない。輸出國又は輸入國がそれらの政策の結果として損害を被つていると認めるときは、当該輸出國又は當該輸入國は、その問題について理事会の注意を喚起することができるものとし、理事会は、その苦情について調査し、且つ、報告するものとする。

第七条 在庫量

1 各輸出國は、輸入國に対する小麥の供給を確保するため、自國の収穫年度末における古麥の在庫量を、次の収穫年度における新麥の供給を確保するため、自國の収穫年度末における古麥の在庫量を、次回の収穫年度におけるこの協定に基く充満保証数量を履行するのに充分な水準に維持するよう努めなければならない。

2 輸出國の不作の場合には、理事會は、第十条に基いてその輸出國の義務のいずれかを免除する前に、本条1で要求される充分な在庫量を維持するためにその國が拡大努力に対し特別の考慮を払うものとする。

3 収穫年度の始期及び終期における小麥の不均衡な買入は、この協定に基く價格の安定を害し、且つ、すべての輸出國及び輸入國の義務の履行を困難にする虞があるもので、これを避けるため、輸入國は、常に充分な在庫量を維持するよう努めなければならない。

5 執行委員会の構成員でない輸出國又は輸入國に、執行委員会に付る手続規則として適当と認めるその他規定を定めることができること。執行委員会の決定には、類似の事項について理事会が決定をする場合に關し此の協定が定めるところと同じ種類の多数決が必要とする。

我が國の問題について、執行委員会がその国の利益に影響があると認めるとときはいつでも、その問題の討議に投票権なしで参加することができる。

第十五条 相当価格諮問委員会
理事会は、三輪出田及び三輪入田の代表者からなる相当価格諮問委員会を設立する。この委員会は、第六条4、5及び6に掲げる事項並びに理事会又は執行委員会が付託するその他の問題について、理事会及び執行委員会に助言するものとする。この委員会の委員長は、理事会が任命する。

第十六条 事務局
1 理事会は、事務局長並びに理事會及びその委員会の活動に必要な職員からなる事務局を置く。

2 理事会は、事務局長を任命し、及びその任務を定める。

3 職員は、理事會が定める規則に従つて任命される。

第十七条 会計

1 理事會に対する代表団、執行委員会における代表者及び相当価格諮問委員会における代表者に要する費用は、それぞれの者が負する。國の政府が支弁するものとする。

3 理事会は、各収穫年度の下期半において、各輸出国及び輸入国が支払うべき分担金を定める。

4 第二十二条に基いてこの協定に加入する輸出国又は輸入国との第一回分担金は、その国が有すべき保証數量及び当該収穫年度の残在期数に基いて理事会が定める。但し、他の輸出国及び輸入国について定められた当該収穫年度の分担金の割当は、変更しないものとする。

5 分担金は、割当の後直ちに請求することができる。割当の後一年以内に分担金を支払わなかつた輸出国又は輸入国は、分担金を支払うまで投票権を失うものとする。但し、この協定に基くその他の権利を奪われ、又はこの協定に基く義務を免除されることはない。輸

、その負債の整理及びにその記録及び資産の処分について定めるものとする。

第十八条 他の政府間機関との協力

1 理事会は、国際連合の適当な機関及び専門機関並びに他の政府間機関との協議及び協力のため望ましいすべての取締をすることができる。

2 この協定の規定が商品に関する政府間の協定について国際連合が自ら又はその適当な機関及び専門機関を通して定める要件と質的的に抵触するる理事会が認めるときは、その抵触は、この協定の運用を妨げる事由とみなされ、第二十二条第3、4及び5に定める手続が、適用される。

第十九条 紛争及び苦情

1 この協定の解釈又は適用に関する争議で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、理事会に決定のため付託するものとする。

(ii) 輸入國が指名する者二人
但し、(i)と同様の資格を有する者とする。

(iii) (i)及び(ii)に基いて指名される四人が一致して推挙し、「
は、四人の意見が一致しな
ときは、國際小委員會事會の議長が選任する会長
この協定の締約政府の屬する國の國民は、該問協議會に參
する資格を有する。また、該
協議會の構成員は任命され
者は、その個人的資格において
且つ、いかなる政府からの訓
も受けないで行動するものと
る。

(c) 該問協議會の費用は、理事會
が支拂ふるものとする。
該問協議會の意見及びその理
事會に提出するものとし
理事會は、開港があるすべての報
報を考慮し、後、該當紛争につ

この協定の運用に必要なその他の費用（事務局の費用及び理事会会費）の支拂いは、その誠良又は副議長に支拂うこととし、輸入国が該協定による報酬を含む。輸入国及び輸入国の年次分担金から支拂ふ。各受取年度における各國の分担金は、その國の保証取扱量と該受取年度当初の先渡保証取扱量又は買入保證数量の合計との比率に応じて定めるものとする。

理事会は、この協定が効力を生じる最初の会期において、千九百五十四年七月三十一日終る期間の予算を承認し、且つ、

出港又は輸入國が本項に基いて投票權を失つたときは、その際は、第十三条12に定めるところに従つて再分配するものとする。

2 本条に基いて紛争が理事会付託された場合には、過半数の又は総会数の三分の二以上を有する国は、理事会が、充分に討議を行つた後、その決定をする前に、紛争問題について本条3に掲げる諮問協議会の意見を求める。理事会に要求することができる。(1) 球審会が全会一致で別段の意をしない限り、諮問協議会は、次の者で構成される。

(2) 輸出國が指名する二人のうちの一人は、該輸出國の

て決定をするものとする。
5. 輸出国又は輸入国がこの協定に基く義務を履行しなかつて旨のやうに事情を申し立てたる国の要により理事会に付託され、理事会は、その問題について決定をするものとする。

1 その負債の整理及びにその記録及び資産の処分について定めるものとする。

第十八条 他の政府間機関との協力

1 理事会は、国際連合の適当な機関及び専門機関並びに他の政府間機関との協議及び協力のため望ましいすべての取極をすることができる。

2 この協定の規定が商品に関する政府間の協定について国際連合が自ら又はその適当な機関及び専門機関を通じて定める要件と質的に抵触する限り理事会が認めるときは、その抵触は、この協定の運用を妨げる事由とみなされ、第二十二条第3項及び4項に定める手続が、適用される。

第十九条 紛争及び苦情

1 この協定の解釈又は適用に関する紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの総理当事国間の要請により、理事会に決定のため付託するものとする。

(ii) 輸入國が指名する者二人
但し、(i)と同様の資格を有する者とする。

(iii) (i)及び(ii)に基いて指名される四人が一致して推挙し、「
は、四人の意見が一致しな
ときは、國際小委員會事會の議長が選任する会長
この協定の締約政府の屬する國の國民は、該問協議會に參
する資格を有する。また、該
協議會の構成員は任命され
者は、その個人的資格において
且つ、いかなる政府からの訓
も受けないで行動するものと
る。

(c) 該問協議會の費用は、理事會
が支拂ふるものとする。
該問協議會の意見及びその理
事會に提出するものとし
理事會は、開港があるすべての報
報を考慮し、後、該當紛争につ

が当該国による保証数量の不履行を伴う場合には、その不履行の程度を明示するものとする。

7 球審会は、輸出國又は輸入國にこの協定に違反したと認定したときは、輸出國が有する票の過半数及び輸入國が有する票の過半数により、当該國がその義務を履行するまでその國の投票権を奪い、又は当該國をこの協定から除名することができる。

8 輸出國又は輸入國が本条に基いて票を奪われたときは、その票は、第十三條12に定めるところに従つて再分配するものとする。輸出國又は輸入國が、保証数量の一部若しくは一部を履行しなかつたと認定され、又はこの協定から名されたときは、保証数量の発生は、第九条に定めるところに従つて調整するものとする。

昭和十八年七月九日 案鑑院会議録第二十号

月二十七日までワシントンで、第

三条附表A及び同表Bに掲げ
る國の政府による署名のため開放
して置く。

2 この協定は、各署名政府によ
り、その憲法上の手続に従つて受
諾されるものとする。本条4の規定
に従うことを条件として、受諾書
は、一千九百五十三年七月十五日ま
でにアメリカ合衆国政府に寄託す
るるものとする。但し、署名政府が、
千九百五十三年七月十五日までに、
この協定を受諾する意向を有
する旨をアメリカ合衆国政府に通
告し、且つ、一千九百五十三年八月
一日までにその意向のとおり受諾
書を寄託したときは、本条の適用
上、一千九百五十三年七月十五日に
受諾したものとみなす。

3 第三条附表Aに掲げる國の政府

のうち買入保証数量の五十六・一セ
ント以上について責任を負う政府

及び同表Bに掲げる國の政府

のうち壳渡保証数量の五十ベーセ
ント以上について責任を負う政府

が一千九百五十三年七月十五日まで
にこの協定を受諾したときは、こ
の協定の第一部、第三部、第四部
及び第五部は一千九百五十三年七
月十五日に、第二部は一千九百五十三
年八月一日に、この協定を受諾し
た政府について効力を生ずる。

4 本条2に定めるとおり一千九百五
三十一年七月十五日までにこの協定
を受諾しなかつた署名政府に対
し、理事会は、その政府の受諾書

の寄託のため期限をその期日の
後に延長することを認めることができ
る。その政府については、この

協定の第一部、第三部、第四部
及び第五部はその受諾書の寄託の
日に、この協定の第二部は一千九
百五十三年八月一日と受諾書の寄託

の日とのうちいざれかおぞい方の
日に、効力を生ずる。

5 アメリカ合衆国政府は、すべて
の署名政府にこの協定の各署名及
び各受諾を通告するものとする。

第二十一条 加入
理事会は、輸出国の投票の三分の
二及び輸入国の投票の三分の二によ
つて、この協定の締約政府でない政
府への加入を承認し、及
びその加入の条件を定めることで
きる。但し、理事会が本条に基いて
いたが、政府の加入を承認すると
同時に、第十一条3に従い第一
三条附表A及び同表Bの保証數
量の調整を承認するものとする。加
入は、加入書をアメリカ合衆国政
府に寄託することによって行うものと
し、同政府は、それの加入をすべ
ての署名政府及び加入政府に通告す
るものとする。

第二十二条 有効期間、改
正、脱退及び
終了

1 この協定は、一千九百五十六年七
月三十日まで効力を有する。

2 理事会は、適当と認める時期
に、この協定の更新又は代替に開
する勧告を輸出国及び輸入国に通
報するものとする。

3 理事会は、輸出国有する票の過
半数及び輸入国有する票の過
半数により、この協定の改正を輸
出国及び輸入国に勧告することが
できる。

4 理事会は、各輸出国及び各輸
入国が前記の改正を受諾するかどう
かを、アメリカ合衆国政府に通告す
るための期間を定めることができ
る。この改正は、輸出国の票の三
分の二を有する輸出国の受諾及び
輸入国の票の三分の二を有する輸
入国の受諾があつたときに、効力
を生ずる。

5 改正が効力を生ずる日までにそ
の改正の受諾をアメリカ合衆国政
府に通告しなかつた輸出国又は輸
入国は、三十日の予告によ
る脱退通告書をアメリカ合衆国政
府に提出することによりこの協定か
ら脱退することができる。

6 第三条附表Aに掲げる國のうち
の保証数量の五ベーセントを
こえる保証数量について責任を負
う國がこの協定に参加しないた
め、若しくはこの協定から脱退し
たため、自國の利益が著しく害され
ると認める輸出国又は同表Bに
掲げる國のうち同表の保証数量

の五ベーセントをこえる保証数量
について責任を負う國がこの協定
に参加しないため、若しくはこの
協定から脱退したため自國の利益
が著しく害されると認める輸出國
は、一千九百五十三年八月一日前に
輸出通告書をアメリカ合衆国政府
に提出することによりこの協定か
ら脱退することができる。

7 敵対行為の発生によつて自國の
安全が危ぐられると認める輸出國
又は輸入国は、三十日の予告によ
る脱退通告書をアメリカ合衆国政
府に提出することによりこの協定か
ら脱退することができる。

8 アメリカ合衆国政府は、本条に
基いて受領した各通告及び各予告
をすべての署名政府及び加入政府
に通報するものとする。

9 アメリカ合衆国政府は、本条に
基いて行われた宣言又は通告をす
べての署名政府及び加入政府に通
報するものとする。

10 アメリカ合衆国政府は、本条に
基いて行われた宣言又は通告をす
べての署名政府及び加入政府に通
報するものとする。

11 かかる政府も、この協定の署
名若しくは受諾又はこれへの加入
の時に、その政府が外交関係につ
いて責任を負う海外領域の全部又
は一部についてこの協定に基く権
利及び義務を適用しない旨を宣言
することができる。

12 この協定に基く政府の宣
言が行われた領域を除く外、そ
の政府が外交関係について責任を
負うすべての領域について適用さ
れるものとする。

13 いかなる政府も、この協定の署
名若しくは受諾又はこれへの加入
の時に、その政府が外交関係につ
いて責任を負う海外領域の全部又
は一部についてこの協定に基く権
利及び義務を適用しない旨を宣言
することができる。

千九百五十三年四月十三日 ワン ントンで、英語、フランス語及びス ペイン語により本書を作成した。こ れらの本文は、ひとしく正文とし、 その原本は、アメリカ合衆国政府の 記録に寄託して置く。同政府は、そ の認証謄本を各署名政府及び各加入 政府に送付する。	Bにオーストラリアについて掲げる保証数量 から、オーストラリアがその一又は二以上の輸入国に通常供給する より期待する小麦の数量をそれらの国に供給するため必要である と認める数量だけ削減するよう要請し、及びその要請が認められなかつたときは、この協定から脱退することができる旨の留保が受諾されることを条件として	オーストラリアのために ベーシー・C・スペンダー	千九百五十三年四月二十日 この協定の第三条附表Aに掲げる一若しくは二以上の輸入国で オーストラリアの小麦の伝統的な市場である 政府が認めるものの政府がこの協定に参加しなかつたか若しくはこの協定から脱退した場合はその一若しくは二以上の国が自國の保証数量を同表にそれぞれの国について掲げる数量よりも少ない数量に削減した場合には、オースト	カナダのために ミッチエル・W・シャープ	千九百五十三年四月十三日 オーストラリアのために マックス・レーヴェンタール	千九百五十三年四月十三日 ベルギー王国のために シルヴィエルクリニイス	千九百五十三年四月十二日 デシマークのために A・F・クヌッセン	千九百五十三年四月十三日 ドクトル・クルト・ヘナー	千九百五十三年四月十三日 ドクトル・ハイソフ・クレケ	千九百五十三年四月十七日 J・ラファエル・オレアムノ	千九百五十三年四月十三日 エル・サルバドルのために ガルロス・A・シリ	千九百五十三年四月二十日 セイロンのために G・C・S・コレア	千九百五十三年四月十三日 コスタ・リカのために J・ラファエル・オレアムノ	千九百五十三年四月十三日 フランスのために H・ボネ	千九百五十三年四月十七日 インドのために I・J・バハドゥル・シン	千九百五十三年四月二十日 エジプトのために M・A・ザイード	千九百五十三年四月十三日 ホンダ・ニラスのために ホセ・A・ソンヘ	千九百五十三年四月二十日 ブラジルのために アドルフォ・デ・カマルゴ・ネヴェス
千九百五十三年四月二十日 この協定の第三条附表Aに掲げる一若しくは二以上の輸入国で オーストラリアの小麦の伝統的な市場である 政府が認めるものの政府がこの協定に参加しなかつたか若しくはこの協定から脱退した場合はその一若しくは二以上の国が自國の保証数量を同表にそれぞれの国について掲げる数量よりも少ない数量に削減した場合には、オースト	千九百五十三年四月二十一日 A・P・デル・カステイリヨ	千九百五十三年四月二十一日 ベルギー王国のために シルヴィエルクリニイス	千九百五十三年四月二十一日 デシマークのために A・F・クヌッセン	千九百五十三年四月二十一日 ドクトル・クルト・ヘナー	千九百五十三年四月二十一日 ドクトル・ハイソフ・クレケ	千九百五十三年四月二十一日 J・ラファエル・オレアムノ	千九百五十三年四月二十一日 エル・サルバドルのために ガルロス・A・シリ	千九百五十三年四月二十一日 セイロンのために G・C・S・コレア	千九百五十三年四月二十一日 コosta・リカのために J・ラファエル・オレアムノ	千九百五十三年四月二十一日 フランスのために H・ボネ	千九百五十三年四月二十一日 インドのために I・J・バハドゥル・シン	千九百五十三年四月二十一日 エジプトのために M・A・ザイード	千九百五十三年四月二十一日 ホンダ・ニラスのために ホセ・A・ソンヘ	千九百五十三年四月二十一日 ブラジルのために アドルフォ・デ・カマルゴ・ネヴェス				
千九百五十三年四月二十一日 この協定の第三条附表Aに掲げる一若しくは二以上の輸入国で オーストラリアの小麦の伝統的な市場である 政府が認めるものの政府がこの協定に参加しなかつたか若しくはこの協定から脱退した場合はその一若しくは二以上の国が自國の保証数量を同表にそれぞれの国について掲げる数量よりも少ない数量に削減した場合には、オースト	千九百五十三年四月二十二日 A・P・デル・カステイリヨ	千九百五十三年四月二十二日 ベルギー王国のために シルヴィエルクリニイス	千九百五十三年四月二十二日 デシマークのために A・F・クヌッセン	千九百五十三年四月二十二日 ドクトル・クルト・ヘナー	千九百五十三年四月二十二日 ドクトル・ハイソフ・クレケ	千九百五十三年四月二十二日 J・ラファエル・オレアムノ	千九百五十三年四月二十二日 エル・サルバドルのために ガルロス・A・シリ	千九百五十三年四月二十二日 セイロンのために G・C・S・コレア	千九百五十三年四月二十二日 コosta・リカのために J・ラファエル・オレアムノ	千九百五十三年四月二十二日 フランスのために H・ボネ	千九百五十三年四月二十二日 インドのために I・J・バハドゥル・シン	千九百五十三年四月二十二日 エジプトのために M・A・ザイード	千九百五十三年四月二十二日 ホンダ・ニラスのために ホセ・A・ソンヘ	千九百五十三年四月二十二日 ブラジルのために アドルフォ・デ・カマルゴ・ネヴェス				
千九百五十三年四月二十二日 この協定の第三条附表Aに掲げる一若しくは二以上の輸入国で オーストラリアの小麦の伝統的な市場である 政府が認めるものの政府がこの協定に参加しなかつたか若しくはこの協定から脱退した場合はその一若しくは二以上の国が自國の保証数量を同表にそれぞれの国について掲げる数量よりも少ない数量に削減した場合には、オースト	千九百五十三年四月二十三日 A・P・デル・カステイリヨ	千九百五十三年四月二十三日 ベルギー王国のために シルヴィエルクリニイス	千九百五十三年四月二十三日 デシマークのために A・F・クヌッセン	千九百五十三年四月二十三日 ドクトル・クルト・ヘナー	千九百五十三年四月二十三日 ドクトル・ハイソフ・クレケ	千九百五十三年四月二十三日 J・ラファエル・オレアムノ	千九百五十三年四月二十三日 エル・サルバドルのために ガルロス・A・シリ	千九百五十三年四月二十三日 セイロンのために G・C・S・コレア	千九百五十三年四月二十三日 コosta・リカのために J・ラファエル・オレアムノ	千九百五十三年四月二十三日 フランスのために H・ボネ	千九百五十三年四月二十三日 インドのために I・J・バハドゥル・シン	千九百五十三年四月二十三日 エジプトのために M・A・ザイード	千九百五十三年四月二十三日 ホンダ・ニラスのために ホセ・A・ソンヘ	千九百五十三年四月二十三日 ブラジルのために アドルフォ・デ・カマルゴ・ネヴェス				

よりなものを作成して、内農生産者の生産意欲を減退させないようとの希望を述べて賛成の意見を表明され、討論を終結、採決の結果、本委員会は全会一致でつて本件を承認することに決定したのであります。

以上報告申し上げます。(拍手) ○議長(堤原次郎君) 採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか?

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長(堤原次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

土地収用法の一部を改正する法律案

○今村忠助君 論事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、土地収用法の一部を改正する法律案を認可となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(堤原次郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堤原次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

土地収用法の一部を改正する法律案を認可といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長久野忠治君。

土地収用法の一部を改正する法律案

土地収用法の一部を改正する法律案

昭和二十六年七月九日 東京院会議第二十号 土地収用法の一部を改正する法律案

二百十九号の一部を次のよろこび改正する。

目次中「第二章 事業の準備(第十の地備第十一条 第十五条)」

一、第十五条を「第二章 事業の準備(第十の地備第十一条 第十五条)」

あつ族委員のあつ族(第十五条の細目の公告が

あつ族委員のあつ族に付することに

決定したのであります。

以上報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤原次郎君) 採決いたしま

す。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか?

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堤原次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

土地収用法の一部を改正する法律案

○今村忠助君 論事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、土地収用法の一部を改正する法律案を認可となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(堤原次郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堤原次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

土地収用法の一部を改正する法律案を認可といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長久野忠治君。

土地収用法の一部を改正する法律案

土地収用法の一部を改正する法律案

土地収用法の一部を改正する法律案

昭和二十六年七月九日 東京院会議第二十号 土地収用法の一部を改正する法律案

が許可を与えようとするときは障

害物の所有者及び占有者に、都道

府県知事が許可を与えるようとする

ときには土地の所有者及び占有者

に、あらかじめ、意見を述べる機

会を設けなければならない。

第十四条第二項中「伐除しようと

する者の下に「又は土地に試掘等を

行おうとする者を、「伐除しようと

する日の下に「又は試掘等を行おう

とする日」を加え、「その所有者及び

占有者を」当該障害物又は当該土地

の所有者及び占有者に改める。

第十四条に次の一項を加える。

4 前項の規定は、第一項の規定に

よる土地の試掘又は試払いに伴う

障害物の伐除をする場合には適用

しない。

第十五条第二項中「伐除しようと

する者の下に「又は土地に試掘等を

行おうとする者を、市町村長の

下に「又は都道府県知事」を加える。

第十三条の次に次の一章を加える。

第二章の二 あつ族委員のあつ族

(あつ族の申請)

第十五条の二 第三条各号の一に掲

げる事業の用に供するための土地

等の取得に関する関係当事者間の

合意が成立するに至らなかつたと

きは、関係当事者の双方又は一方

は、書面をもつて、当該紛争に係

る土地等が所在する都道府県の知

事に対して、当該紛争の解決を

あつ族委員のあつ族に付すること

を申請することができる。但し、

当該土地等について、土地細目、

権利細目、物件細目又は土石砂れい

きの細目の公告の申請があつ族後

は、この限りでない。

都道府県知事は、前項の規定に

よる申請があつ族の場合において

は、当該紛争があつ族を行ふに適

しないと認められるときを除くの

外、あつ族委員のあつ族に付する

ものとする。

あつ族委員は、前項の規定によ

り、その経過及び結果を都道府県

知事に報告しなければならない。

あつ族の申請等は、當然に退任

する場合その他他の事由に因りあつ

族を打ち切つたときは、逓滞な

く、その経過及び結果を都道府県

の報告しなければならない。

あつ族の申請等は、前項の規定によ

り、その経過及び結果を都道府県

の報告しなければならない。

あつ族の申請等は、前項の規定によ

り、その経過及び結果を都道府県

の報告しなければならない。

あつ族の申請等は、前項の規定によ

り、その経過及び結果を都道府県

目又は土石砂れいの細目の公告が

あつ族の場合は、当該あつ族を打

ち切るものとする。

(あつ族委員の報告及び退任)

第十五条の五 あつ族委員は、あつ

族の細目の公告の申請があつ族後

は、この限りでない。

都道府県知事は、前項の規定に

よる申請があつ族の場合において

は、当該紛争があつ族を行ふに適

しないと認められるときを除くの

外、あつ族委員のあつ族に付する

ものとする。

あつ族委員は、前項の規定によ

り、その経過及び結果を都道府県

の報告しなければならない。

あつ族の申請等は、當然に退任

する場合その他他の事由に因りあつ

族を打ち切つたときは、逓滞な

く、その経過及び結果を都道府県

の報告しなければならない。

あつ族の申請等は、前項の規定によ

り、その経過及び結果を都道府県

の報告しなければならない。

あつ族の申請等は、前項の規定によ

り、その経過及び結果を都道府県

の報告しなければならない。

あつ族の申請等は、前項の規定によ

り、その経過及び結果を都道府県

の報告しなければならない。

二九五

第一百二十五条各号列記以外の部分
中「第一号」を「第二号」に、「第一号」から第五号までを「第一号及び第三号
から第六号まで」に改め、同条第一号を同条第二号とし、以下一号ずつ。
繰り下げ、同条に第一号として次の
一号を加える。

一 第十五条の二第一項の規定に
よつて、附に付することを申

請する起業者
第一百三十六条第一項中「四保人」の
下に「並びに第十五条の二第一項に
規定する関係当事者」を加える。

第一百三十七条中「調停委員の委員」
の下に「並びに、附委員」を加え
る。

第一百四十三条第三号山「伏除した
者」の下に「又は都道府県知事の許可
を受けないで土地に貯留等を行つた
者」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

土地収用法の一部を改正する法律案
〔内閣提出〕に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○久野忠治君 大だいま議題となりま
した土地収用法の一部を改正する法律
案につきまして、建設委員会における
審査の経過並びに結果について御報告
申し上げます。

〔久野忠治君登壇〕
○久野忠治君 大だいま議題となりま
した土地収用法の一部を改正する法律
案につきまして、建設委員会における
審査の経過並びに結果について御報告
申し上げます。

最初に本改正案の要旨を申し上げま
す。改正の第一点は、近時電源開発、
治山治水等のため大々の建設事業が増
加して参りましたが、これら事業の準
備のために測量、調査を行なうあたり
まして障害となる植物、かき、さく等
を伐除し得るといつ規定は現行法にあ
りますが、地質調査のための土地の試
掘等、いわゆるボーリングをする場合
の規定がありませんため、土地所有者
の同意が得られない場合は、ダム工事
は地盤の段階におきまして行き詰まる
という事態が起きますので、この点を
解決いたしましたため、事業実行者は知
事の許可を受けてボーリングを行なう得
あります。改正の第二点は、公共事業
の施行に伴う用地の取得に関して、関
係当事者の間に合意が成立しない場合
に、土地収用の手続をとる以前におき
ましてこれが解決されるよう、あつせ
ん委員によるあつせんという制度を設
けようとするものであります。

建設委員会におきましては、七月三
日、政府より提案理由の説明を聞き、次
いで七日、九日の西日にわたり質疑を
行いました。その詳細は速記録に譲る
ことといたしますが、あつせん制度を
つくることによつて公共事業が遅延す
のではないか、公共事業推進の強化
策を別途考慮すべきではないかといふ
意見が述べられました。

かくて、本日質疑を終了し、討論を
申し上げます。

省略の上、採決いたしましたところ、
全会一致をもつて原案の通り可決す
きものと決した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○講長(堤原次郎君) 採決いたしま
す。本案は委員長報告の通り決するに
まつて御了承下さい。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○講長(堤原次郎君) 御異議なしと認
めます。よつて本案は委員長報告の通
り可決いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五分散会

会議第三十九条但書の規定により國
会の議決を得たい旨の要求書を呈領
した。

一、昨八日、内閣總理大臣から公安委
員會委員に接見茂君及び広瀬豊
作君を任命したいで公安審査委員
会設置法第五条の規定により本院の
同意を得たい旨の要求書を呈領し
た。

一、昨八日講長は吉田内閣總理大臣
申出の、次の者を政府委員に任命す
ることを承認した。

一、吉田内閣總理大臣から堤原次
官の通知を受けました。

一、吉田内閣總理大臣から吉田内閣總
理大臣の通知を受けました。

二九六

講院運営委員 岡田 春夫君

農林委員 稲富 稔人君

水産委員 日野 吉夫君

内閣委員 島上善五郎君

予算委員 早船田博吉二郎君

講院運営委員 福田 昌子君

内閣委員 島上善五郎君

予算委員 早船田博吉二郎君

内閣委員 島上善五郎君

予算委員 早船田博吉二郎君

内閣委員 島上善五郎君

二九六

公職選舉法改正に関する調査特別委員会

三輪 寿壯君

水害地盤整備対策特別委員会 井谷 正吉君

昨八日議員から提出した議案は次

の通りである。
加工木産物の輸出振興に関する法律、

案(佐竹新市君外四十四名提出)

中小企業等協同組合法等の一部を改

正する法律案(佐藤國次郎君外五十

八名提出)

昨八日参議院から受領した内閣提

出案は次の通りである。

食品衛生法の一部を改正する法律案

昨八日委員会に付託された議案は

次の通りである。

食品衛生法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一入号)(参議院送付)

厚生委員会 付託

昨八日参議院に送付した内閣提出

案は次の通りである。

青少年問題協議会設置法案

厚生省設置法の一部を改正する法律

案 司法試験法の一部を改正する法律案

少年法及び少年院法の一部を改正す
る法律案

国立学校設置法の一部を改正する法
律案

大日本育英会法の一部を改正する法
律案

一、昨八日予備審査のため次の本院議
員提出案を参議院に送付した。

特定中小企業の安定に因する臨時措
置法の一部を改正する法律案(小笠

公留君外十八名提出)

一、昨八日参議院において、次の本院
提案案を可決した旨の通知書を受領
した。

農産物検査法の一部を改正する法律
案

一、昨八日参議院において、次の内閣
提案案を可決した旨の通知書を受領
した。

と畜場法案

民生委員法の一部を改正する法律
案

国土調査法の一部を改正する法律
案

一、昨八日議員から次の議案を撤回す
る旨の申出があつた。

労働委員長赤松勇君解任決議案(倉

石忠雄君外十名提出)